

## 概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に残存する障害は、障害等級第 9 級に該当すると  
して、障害等級第 10 級として認定した原処分を取り消した事例

## 要 旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、郵便配達員として就労していたが、平成〇年〇月〇日、原動機付自転車で郵便物を配達中、信号機のない交差点において、第二当事者が運転する自動車と出会い頭に衝突し、負傷した。請求人は、左下腿骨骨折により、〇病院にて療養し、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）したが、障害が残存するとして監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は、労災保険法施行規則（以下「施行規則」という。）別表第 1 に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第 10 級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

反射性交感神経性ジストロフィー（以下「RSD」という。）による後遺障害は、常に激しい慢性疼痛が続き、松葉杖が無ければ歩行は困難な状態にあり、労働能力は著しく低下し喪失した。労働者災害補償保険が定める RSD の後遺障害等級としての現行認定基準の中で、不当に低い等級であり、医学的な正当性がない等級決定である。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

請求人に残存する障害は、①「通常の労務に服することはできるが、時には強度の疼痛のため、ある程度差し支えがあるもの」（第 12 級の 12）②「1 下肢の 3 大関節の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの」（第 10 級の 10）③「下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの」（第 14 級の 4）に該当し、①と②については、通常派生関係にあり上位等級で認定し、第 10 級とした。この 10 級と系列を異にする③を併合して、障害等級第 10 級と認定した。

### 4 審査官の判断

主治医の診断書、〇医師の意見書等から、主要な神経損傷がなく、慢性期の主要症状とされる①左足関節の拘縮、②左足関節周囲の骨萎縮、③左下腿から足部皮膚の変化、がいずれも認められるため、左下腿骨骨折後の RSD（以下、「本件 RSD」という。）として、現行の障害認定基準に沿って判断するのが妥当である。

本件 RSD の疼痛頻度について、請求人及び主治医は、一様に、常に疼痛が残存している旨申述・記載している。しかしながら、〇病院の診療録には、平成〇年〇月〇日の抜釘術以降、平成〇年〇月〇日の症状固定日まで、主治医が診察した 7 日間、一貫して、「安静時は全く問題なし。」との記載がなされており、これは請求人の自訴を基にした主治医の所

見とみることができる。さらに主治医による平成〇年〇月〇日付け診断書には、動作時における疼痛の記載はあるものの、疼痛が安静時まで及ぶとの記載はないことからすると、本件RSDの疼痛の頻度については、安静時にまでは、及んでいないものとみるべきである。

そして、請求人の日常生活上の動作は、殆どが自力で可能であり、歩行も低速で可能であることからすれば、請求人が、疼痛により軽易な労務以外の労働に常に差し支える状態にあるものとまでみることは困難である。

他方、前記診断書において、速歩やつま先立ち、しゃがみ込み、軽い荷物を持つなど行うと、下腿から足部までの鋭い痛み、つっぱりが激しくなり、続行不可能となる旨記載されていることからすれば、請求人は、左下肢に負荷をかける動作時において、膝から足首にかけて疼痛が出現するため、その後の動作に支障を来すこともある状態にあるものとみることができる。

以上のことを総合考慮すると、請求人の障害の状態は、通常の労務に服することはできるが、疼痛により時には労務に従事することができなくなるため、就労可能な職種の範囲が相当程度制限されるものとみるのが相当であり、これは、障害等級第9級の7の2に該当するものである。

以上より請求人に残存する障害が、「1下肢の3大関節の1関節の機能に著しい障害を残すもの」(第10級の10)と「下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの」(第14級の4)に該当することは、争いが無い。そうすると、請求人の残存障害は、①「通常の労務に服することはできるが、疼痛により時には労務に従事することができなくなるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの」(第9級の7の2) ②「1下肢の3大関節の1関節の機能に著しい障害を残すもの」(第10級の10) ③「下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの」(第14級の4)に該当し、①と②については、通常派生する関係にあるため、上位等級である第9級となり、この第9級と系列を異にする③を併合して、障害等級第9級と認定するのが妥当である。

よって、監督署長が請求人に対してなした、障害等級を第10級として障害補償給付を支給する旨の処分は、これを取り消されるべきである。